

分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じです。）の比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第27条の4第14項の規定を適用するために租税特別措置法施行規則第20条第3項に規定する事項を記載して確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」といいます。）に添付する場合に使用します。

また、この明細書は、分割、現物出資又は現物分配（以下「分割等」といいます。）が複数ある場合にはその分割等ごとに、分割等に係る相手先が複数ある場合にはその相手先ごとに作成してください。
- 2 この明細書の各欄は次により記載します。
 - (1) 「添付対象法人の区分及び分割、現物出資又は現物分配の態様」

この明細書を申告書等に添付する法人（以下「添付対象法人」といいます。）の分割等に係る法人区分を○で囲みます。
 - (2) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」

次の場合の区分に応じそれぞれ次の日を含む分割法人等の事業年度を記載してください。

 - イ 適用年度において分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあつては、適用年度開始の日の前日からその適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）

添付対象法人の基準日（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の4第1項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）開始の前日3年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日等の一定の日をいいます。以下同じです。）から適用年度開始の前日までの期間内の日
 - ロ 添付対象法人の基準日から適用年度開始の前日までの期間内に分割等が行われた場合（残余財産の全部の分配に該当する現物分配に係る添付対象法人である被現物分配法人にあつては、添付対象法人の基準日の前日からその適用年度開始の前日を含む事業年度終了の前日までの期間内においてその残余財産が確定した場合）

添付対象法人の基準日からその分割等の日の前日までの期間内の日
 - (3) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の試験研究費の額」

分割等に係る分割法人等の試験研究費の額を記載してください。
また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、試験研究費の額の記載を要しません。
なお、(2)「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の事業年度」が次の事業年度に該当する場合にはそれぞれ次の試験研究費の額を記載してください。

 - イ 分割法人又は現物出資法人の分割又は現物出資の日を含む事業年度（以下「分割等事業年度」といいます。）
その分割又は現物出資の前日とその分割等事業年度終了の日とした場合のその分割等事業年度の試験研究費の額
 - ロ 現物分配法人の現物分配の日を含む事業年度（以下「現物分配事業年度」といいます。）
その現物分配の前日とその現物分配事業年度終了の日とした場合のその現物分配事業年度の試験研究費の額
 - (4) 「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の移転試験研究費の額」

分割等に係る分割法人等の移転試験研究費の額を記載してください。
また、現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合、移転試験研究費の額は0を記載してください。
なお、次の場合にあつてはそれぞれ次の金額を記載してください。

 - イ 添付対象法人が分割承継法人等である場合において、分割等に係る分割法人等がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けるとき
その分割法人等が「分割等があった場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例に係る明細書」に記載する移転試験研究費の額
 - ロ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正の請求書を提出する場合において、既に提出したその事業年度の申告書等に添付した付表にその各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき
その付表に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

ハ 添付対象法人がその分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度でその分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の申告書等に添付した付表にその分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき

その付表に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

ニ 経過期間（※1）内に行われた分割等について、旧令適用法人（※2）以外の法人が措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けようとする場合に、旧令適用法人がその分割等について租税特別措置法施行令第27条の4第14項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき

その旧令適用法人が「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」に記載した各事業年度の移転試験研究費の額

※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。

(イ) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日）

(ロ) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日（その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日）

※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの（その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの）をいいます。

(5) 「相手先」の各欄

分割等に係る相手先の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(6) 「分割、現物出資又は現物分配の年月日」

分割等の年月日を記載してください。

なお、残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、残余財産の確定の日を記載してください。

(7) 「分割又は現物出資の場合」の各欄

イ 「移転事業の内容」

移転事業の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ロ 「移転事業に係る試験研究の内容」

移転事業に係る試験研究の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ハ 「移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由」

移転事業と移転事業に係る試験研究とが関連する理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ニ 「分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数」

分割承継法人又は被現物出資法人が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産の明細及び従業者の数をそれぞれ記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

ホ 「分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法」

移転事業に係る試験研究費の額とその移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(8) 「現物分配の場合」

その現物分配により移転する移転試験研究用資産の明細（移転試験研究用資産がない場合には、その旨）を記載してください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

- 分割等について、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）による改正前の措置法施行令（以下「令和2年改正前措置法施行令」といいます。）第39条の39第9項の規定の適用を受けるための「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」（現物分配にあつては、令和5年改正前措置法施行令第27条の4第16項又は令和2年改正前措置法施行令第39条の39第11項の規定の適用を受けるための「現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書」）を提出していた場合におけるその分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等が、その分割等について措置法施行令第27条の4第14項の規定を適用しようとする場合には、申告書等にこの付表を添付する必要はありません。